

鎌倉市監査委員条例

昭和39年3月31日

条例第11号

鎌倉市監査委員条例(昭和22年条例第14号)の全部を改正する。

鎌倉市監査委員条例

(趣旨)

第1条 この条例は、監査委員に関し、法令に規定するものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の定数)

第2条 本市の監査委員の定数は、2名とする。

(公表)

第3条 監査の結果等の公表は、鎌倉市公告式条例(昭和25年条例第1号)による。

(事務局)

第4条 監査委員に事務局を置く。

2 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、鎌倉市職員定数条例(昭和24年条例第56号)に定めるところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務の執行に関し必要な事項は、監査委員が合議してこれを定める。

付 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。